

令和 7 年 10 月 30 日(木)

担 当	総務部労働保険徴収室		
	室 長	清水	仁志
	室長補佐	山口	禎枝
	電話	0 8 5 7 - 2 9 - 1 7 0 2	

11月は、労働保険未手続事業一掃強化期間です

～「労働保険 はたらく安心、つなぐ安心。」～

労働保険は、工作中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」と、労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」の総称で、政府所管の保険制度です。農林水産業の一部を除き、法律に基づき労働者を一人でも雇用している事業主全てに加入が義務付けられています。

厚生労働省では、毎年11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、「労働保険 はたらく安心、つなぐ安心。」をスローガンに、労働保険の未手続事業の解消を図るため各関係機関等にも依頼して啓発活動を展開（※1）しています。

※1 令和6年度は、鳥取県全体で954事業場で新規に労働保険の加入がありましたが、そのうち98事業場（10.3%）は、未手続のために鳥取労働局からの働きかけや職権での手続き等により加入されたものです。

鳥取労働局においても、事業主団体等の広報誌に掲載依頼や啓発用リーフレットの配布、県内鳥取駅・倉吉駅・米子駅構内に設置してあるディスプレイへの電子広告や労働局ホームページに掲載等を行うこととしています。

労働保険の加入手続きが適切に行われなかった場合、事業主に対して遡って保険料を徴収するとともに追徴金も徴収したり、労働者が雇用保険の給付を十分に受けられなくなって不利益が生じる（※2）など、重大な問題が発生することとなります。

※2 雇用保険による基本手当は、例えば、45歳の方が解雇され、20年以上雇用保険に加入している場合は330日分の給付を受けられますが、加入手続きが行われていなかった場合、原則的に2年間のみの遡及となるため180日分の給付となるなど。

労働保険加入の手続き及びご相談は、鳥取労働局、労働基準監督署、ハローワークにて承りますので、ぜひお問い合わせください。

【参考】

ご自身の雇用保険の加入履歴は、ハローワークにマイナンバーが登録されている場合、マイナポータルからご確認いただけます。仮にご自身の雇用保険の加入歴が全くない場合やハローワークにマイナンバーが登録されていない場合、「情報の取得に失敗しました」と表示されます。

